令和８年度　高松市会計年度任用職員募集要項
（じんかい収集用務職員（臨時））
【職員代替】

高松市では、会計年度任用職員（じんかい収集用務職員（臨時））を、次のとおり募集します。

1　募集の内容

人数	２人
職務内容	家庭ごみの収集、分別作業などに従事します。
応募資格	職務内容を遂行できる体力を有する人（年少者労働基準規則第８条第４２号により、令和８年４月１日現在で満１８歳以上の者に限る。）
任用期間	令和９年１月１日以降採用日から令和９年３月３１日まで
勤務時間	月曜日～金曜日のうち週４日（火曜日又は水曜日を週休日とする。） 午前８時～午後４時の週２８時間（パートタイム勤務） ※休憩１時間を含みます。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年始（１月１日~１月３日）
給与等	・日額 9,638 円（地域手当相当額別途支給） ※別途、本市規程に基づき、特殊勤務手当及び交通費相当額が支給される場合があります。 ※支払いは、月末締めの翌月２１日払いとなります。
社会保険等	健康保険（地方公務員等共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。 ※令和９年２月１日以降に採用された場合は、雇用保険のみの加入となります。
災害補償	労災保険が適用されます。
勤務場所	高松市木太町２２８２番地１　高松市環境業務センター
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与される場合があります。

■次の各号のいずれかに該当する人は申込できません。（地方公務員法第１６条（欠格条項））

1　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

3　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

4　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■外国籍の人も申込みできます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市のホームページからも、募集要項、任用申込書をダウンロードできます。
＜アドレス＞http://www.city.takamatsu.kagawa.jp

2　申込手続

受付期間		令和８年１１月１０日（火）から定員に達するまで ※定員に達した時点で受付を終了します。
提出書類		任用申込書 ※　「５　任用申込書等記入要領」のとおり記入してください。なお、提出書類はお返しできません。 （行政文書として管理し、適正に破棄します）
提出 方法	持参	午前８時から午後４時 45 分まで ※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）は除く。
	郵送	■必ず**「簡易書留」**にしてください。 ※受付期間終了後に届いたものについては、無効とさせていただきます。 ■申込封筒の表に「会計年度任用職員（臨時）任用申込」と朱書きし、上記の提出書類を同封してください。
問い合わせ・申込先		**高松市環境業務センター2 階　環境局　環境業務課　℡ (087)834-0389 〒760-0080　香川県高松市木太町 2282 番地 1**

3　選考について

書類を受付後、後日、面接を行います。

※面接の日時については、決定次第、任用申込書に記載いただいた連絡先へご連絡いたします。

4　服務等

・地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、原則として採用後１か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。

・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。

・勤務条件、給与等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

5　任用申込書等記入要領

・受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。

・氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。

・「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。

・「職歴」の欄は、新しい期間のものから順にさかのぼり、記入してください。

・最後の欄には、必ず自筆で署名をしてください。